

※交付基礎点数に1,000円を乗じた額を  
交付基礎額とする。

■交付要綱8(3)に掲げる事業(障害児施設等)

(1施設あたり)

事業(施設)の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	72,751	
			標準	69,287	
		21人～40人	都市部	146,106	
			標準	139,148	
		41人～60人	都市部	243,585	
			標準	231,986	
		61人～80人	都市部	342,798	
			標準	326,475	
		81人～100人	都市部	441,107	
			標準	420,102	
		101人～120人	都市部	539,265	
			標準	513,585	
		121人以上	都市部	637,498	
			標準	607,141	
	訓練事業等整備加算			都市部	30,835
				標準	29,366
	大規模訓練設備等整備加算			都市部	101,550
				標準	96,715
	短期入所整備加算			都市部	8,368
				標準	7,970
発達障害者支援センター整備加算			都市部	9,725	
			標準	9,262	
障害児相談支援整備加算			都市部	6,951	
			標準	6,620	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	4,629	
			標準	4,409	
小規模グループケア整備加算			都市部	14,927	
			標準	14,216	
避難スペース整備加算			都市部	26,839	
			標準	25,561	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	40,032	
			標準	38,126	
		21人～40人	都市部	80,592	
			標準	76,754	
		41人～60人	都市部	134,571	
			標準	128,163	
		61人～80人	都市部	189,078	
			標準	180,074	
		81人～100人	都市部	243,585	
			標準	231,986	
		101人～120人	都市部	297,414	
			標準	283,251	
		121人以上	都市部	352,071	
			標準	335,306	

訓練事業等整備加算	都市部	30,835
	標準	29,366
大規模訓練設備等整備加算	都市部	101,550
	標準	96,715
短期入所整備加算	都市部	8,368
	標準	7,970
発達障害者支援センター整備加算	都市部	9,725
	標準	9,262
障害児相談支援整備加算	都市部	6,951
	標準	6,620
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,629
	標準	4,409
避難スペース整備加算	都市部	26,839
	標準	25,561
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	20,054
	標準	19,099
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	6,951
	標準	6,620
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	4,629
	標準	4,409
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	都市部	26,839
	標準	25,561

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」  
(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。